

参加申請募集要領

1. 公募件名

令和7年度 デジタルマーケットプレイスカタログサイトへの申請募集について

2. 概要

デジタルマーケットプレイス（以下「DMP」という。）は、行政機関等がクラウドソフトウェアである SaaS を迅速に調達するための取り組みであり、デジタルスタートアップ等多様な事業者の参入を促すことを目的としている調達手法です。

具体的には、事業者がデジタルマーケットプレイスカタログサイト（以下「カタログサイト」という。）にクラウドソフトウェアサービス（SaaS）・販売サービス（以下「ソフトウェア・サービス」という。）を登録し、各行政機関等がカタログサイトから、より最適なサービスを検索・選定した上で、契約を行う調達手法となります。

先般、令和6年（2024年）10月31日にカタログサイトが開設され、DMP を活用した実際の調達を前提として、事業者によるソフトウェア・サービスの登録の受付を開始したところです。

本要領は、事業者の方がカタログサイトにソフトウェア・サービスを登録するための具体的な手続等を示すものです。

3. 公募期間

令和7年2月3日から令和8年2月27日までといたします。

（基本契約期間は基本契約締結日から令和8年3月31日まで。）

なお、令和8年度の公募期間については、令和8年2月頃に官報及びデジタル庁ホームページにおいて周知させていただきます。

4. カタログサイトにおける登録対象ソフトウェア・サービス

以下の要件を満たすクラウドソフトウェアサービス及び付帯サービスを指します。

(1) クラウドソフトウェアサービス（SaaS）

以下①、②の要件を満たすクラウドソフトウェアサービスであること。

① オンプレミスではなくクラウド上で提供されており、業務及び外部へのサービス提供の目的で、行政機関等が調達することを想定するクラウドソフトウェア（SaaS）であること。

② 「サイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）（令和5年7月4日サイバーセキュリティ本部決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日総務省策定）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日関係省庁申合せ）」等に準拠していると認められること。

(2) 販売サービス（SaaS を導入・運用するために必要なサービス）

- ① 上記(1)に該当するソフトウェアのライセンスを販売していること（必須要件）
- ② 以下(a)から(e)までに示す付帯サービスを提供していること（任意要件）
 - (a) 導入前セットアップサービス
ソフトウェアの機能を利用するために必要な設定作業（動作環境に関連する整備作業、プログラムのインストール作業、パラメータ等のソフトウェアの稼働に必要な設定作業、APIの接続作業等のサービスメニュー、データ移行に係る作業等）をいう。
 - (b) 利用者向けヘルプデスク
行政機関等が調達したSaaSを第三者（ユーザー）が利用する際に、その利用者が行う問い合わせに対するサポートサービスのことをいう。
 - (c) ユーザーサポートサービス
調達した行政機関等がソフトウェアの機能、操作、現象（エラー・不具合等）に対する問い合わせができるサービスのことをいう。
 - (d) データ移行支援
既存のクラウドソフトウェアサービスや既存のシステム等から、調達したクラウドソフトウェアサービスへ、データ移行もしくは移行の支援を行うサービスをいう。
 - (e) その他
上記のサービス以外で、デジタル庁が定める登録行政機関等のソフトウェア導入を支援するサービスをいう。

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の販売」及び「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。（ただし、直接販売をされない製造事業者は「物品の製造」を含むいずれかの資格を保有していれば足りるものとする。）なお、令和7年3月末までの申請者においては、令和7・8・9年度全省庁統一資格の申請手続を行っている者であること。
- (4) 以下の反社会的勢力に該当しない者であること。
 - ① 契約の相手方として不適当な者
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて DMP 利用者の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(5) 別記に示す基本契約の内容を理解し、同意していること。

(6) GビズIDのプライム又はメンバーアカウントを有していること。

(7) 上記(1)～(6)の資格のない者の申請は無効とする。

6. 申請方法

(1) 申請方法

応募しようとする事業者は、カタログサイト (<https://www.dmp-official.digital.go.jp>) にログインをし、基本契約を締結することについて、同意し、事業者情報の登録を行ってください。デジタル庁（DMP 運営事務局）が登録内容の確認をいたします。

(2) 応募資格に不備等があった場合

上記(1)の確認で不備等が認められた場合においては、デジタル庁（DMP 運営事務局）から差戻しの旨のメール連絡を行います。

7. 申請期限及び申請先等

3. の公募期間の初日より、基本契約締結が可能となるので、基本契約の内容を確認した上で、締結すること。なお、カタログサイトへの登録は基本契約締結後から可能となることから、カタログサイトを通じて行政機関等が行う個別契約の締結に向けた選定作業期間を考慮いただき、余裕を持って申請すること。ただし、令和6年度の基本契約を締結していない場合は、令和7年度の基本契約締結可能日は、令和7年4月1日以降となる点にご留意ください。

なお、基本契約については、事業者の代表者とデジタル庁（DMP 運営事務局）が締結する形式を取ることから、カタログサイトにおいて、基本契約締結への同意をする者については、本基本契約の締結を行うことにつき、事業者内で正当な委任を受けた者とみなすこととします。

- ・応募先：カタログサイト (<https://www.dmp-official.digital.go.jp>)
- ・本募集要領に関する問い合わせ
デジタル庁戦略・組織グループデジタルマーケットプレイス担当
Mail:dmp-office@digital.go.jp

8. 参考

(1) 申請内容の確認方法

申請を受けた内容に基づいて、デジタル庁（DMP 運営事務局）が5. の資格要件を満たしているか確認します。なお、申請された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがある場合について該当し、又は該当するおそれがあるとデジタル庁が判断する場合には、基本契約を締結しないと判断する場合があります。

なお、基本契約締結後についても、デジタル庁（DMP 運営事務局）の確認により、締結した基本契約の内容に基づき、カタログサイトの登録に適さないと認められるソフトウェア・サービスについては、公開をしない場合があります。

(2) 申請内容の確認結果の連絡及び通知

確認の結果、基本契約を締結することとなった事業者の方には、デジタル庁（DMP 運営事務局）からメールにて連絡をいたします。なお、不締結となった事業者の方については、その旨を不適當とした理由とともに通知します。

(3) 販売会社が申請する場合の留意事項

デジタル庁においては、基本契約の締結申請を行う事業者がソフトウェア会社との関係において正規販売代理店契約の立場において本基本契約締結の申請を行ったものかどうかという観点からの確認は行いません。カタログサイトに登録を希望する販売会社については、カタログサイトへの登録にあたり、カタログサイトを通じて登録行政機関等にソフトウェア・サービスを販売することについて、当該ソフトウェア会社等関係各社の了解等を事前に取得する等の調整を行ってから本基本契約締結申請をいただくようお願いいたします。

(4) アーカイブ動画の掲載

デジタル庁ホームページにおいて、過去に実施した説明会のアーカイブ動画を掲載しておりますので、申請の際の参考としてください。

(<https://www.youtube.com/watch?v=ktNwpXePlw8>)

以上